

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成24年1月4日認可した。

平成24年1月13日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土地改良事業名
観音寺市常磐土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）前川地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）前川2号地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）久保畑地区
観音寺市粟井土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）谷口地区
〃	単独県費補助土地改良事業（農道改修事業）下竹成地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）常次上地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）上野地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）城谷池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）射場地区
観音寺市高室土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）金ヶ内地区
〃	単独県費補助土地改良事業（農道改修事業）正箱谷横地区